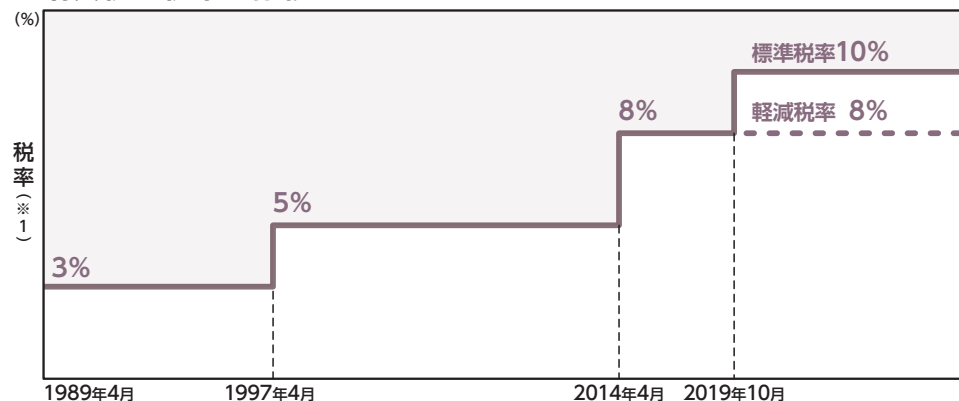


消費税率 消費税の仕組み

消費税の税率の推移



(※1)消費税率と地方消費税率を合計した税率です。

消費税とは？

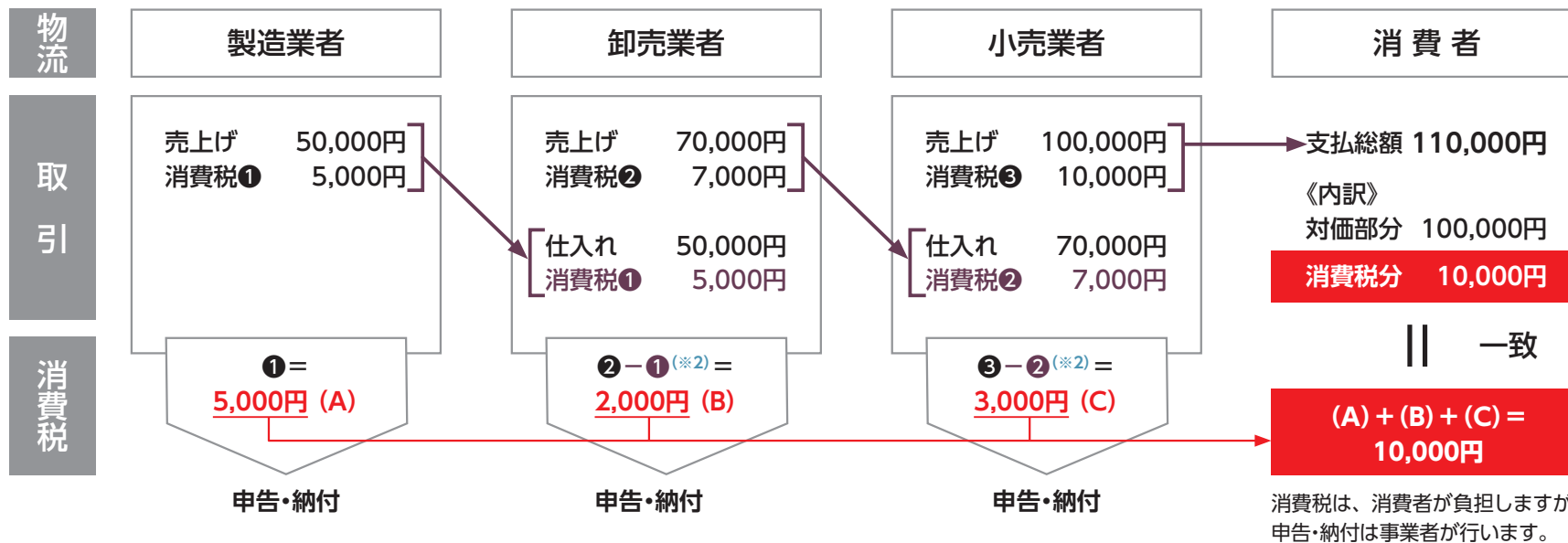
商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。

仕入税額控除とは？

【定義】課税売上げに係る消費税から課税仕入れ等に係る消費税を差引くことをいいます。下図(※2)をご参照下さい。

【要件】一定の事項を記載した「帳簿」及び「請求書等」の保存が必要です。

〈消費税の仕組み〉



(注)消費税と地方消費税を合わせた税率10%で計算しています。

(出典)「適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度の理解のために－(国税庁)」に加筆修正

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入

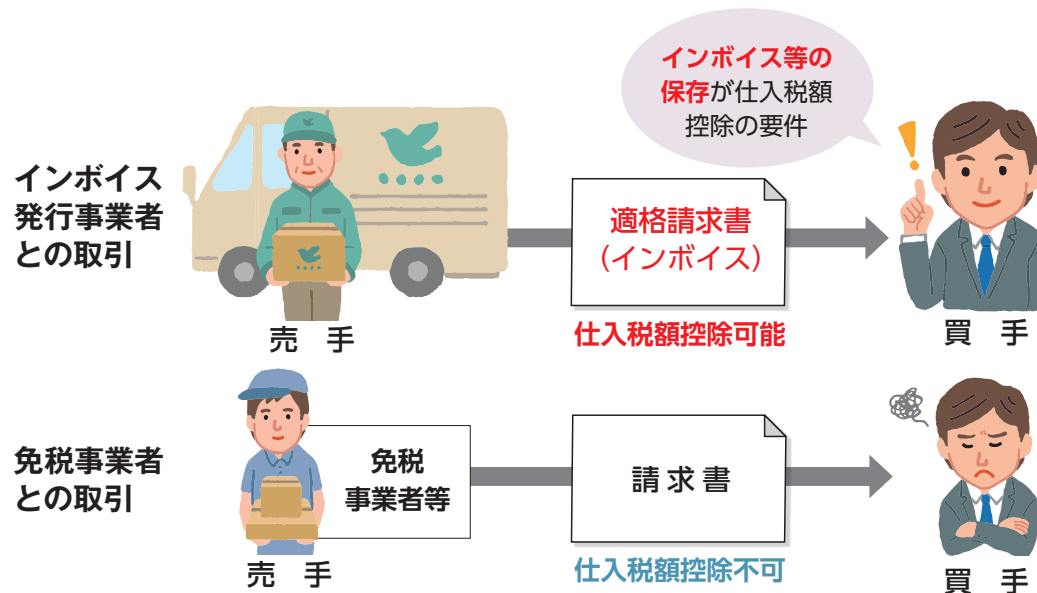
適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは？

インボイス制度

インボイス制度は、消費税の仕入税額控除に関する制度です。
インボイス制度導入後は、原則として帳簿及び適格請求書(インボイス)等の保存が仕入税額控除の要件となります。

適格請求書(インボイス)

「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書等をいいます。



適用時期 2023年10月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れに適用されます。

2023
改正

軽減措置

インボイスの発行事業者は、消費税の申告・納税義務を負います。円滑にインボイス制度へ移行するため、一定期間軽減措置が設けられます。

(1) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

軽減措置 納付税額を売上税額の2割に軽減(選択適用)

対象となるケース	軽減措置適用期間
① 免税事業者がインボイス発行事業者となった場合	2023年10月1日から 2026年9月30日までの 日の属する課税期間(3年間)
② 免税事業者が課税事業者を選択した場合	

(2) 中小事業者等に対する事務負担の軽減措置

軽減措置 1万円未満の課税仕入れについては帳簿の保存のみで仕入税額控除可能

対象事業者	軽減措置適用期間
基準期間の課税売上高(※)が1億円以下等	2023年10月1日から 2029年9月30日までの間の 課税仕入れ(6年間)

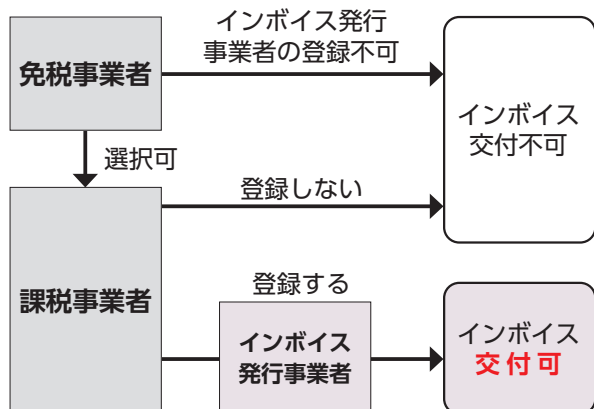
(※)原則として、個人事業者の場合は前々年の課税売上高、法人の場合は前々事業年度の課税売上高のことをいいます。

適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)登録制度

インボイス発行事業者となるためには？

課税事業者はインボイス発行事業者の登録申請を行うことができます。

課税事業者は消費税の申告義務・納税義務を負います。



インボイスの記載事項とは？

- 1 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 2 取引年月日
- 3 取引内容
- 4 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- 5 税率ごとに区分した消費税額等
- 6 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書			
××年11月分			
11/1	牛肉 ※		5,400円
11/2	小麦粉 ※		2,160円
⋮	⋮		⋮
11/30	ビール		6,600円
※ 軽減税率対象			合計87,200円
			うち消費税 7,200円
10%対象	40,000円	(消費税 4,000円)	
8%対象	40,000円	(消費税 3,200円)	
			△△(株)
			登録番号 T1234567890123

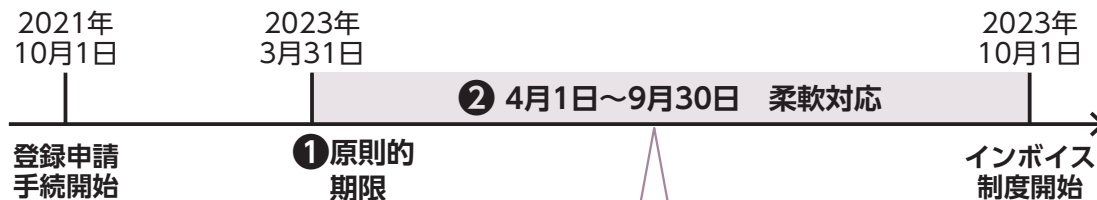
(出典) 国税庁 「インボイス制度が開始されます」に修正加筆

2023
改正

〈適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)登録制度の見直し〉

(1) 2023年10月1日から登録を受ける場合

下記の①までに登録申請書を提出できなかったことについて「困難な事情」(困難の度合いは問われませんが)がある場合において、②の期間中に申請を行ったときは、2023年10月1日に登録を受けたものとみなされます。



改正前 「困難な事情」を記載のうえ申請書を提出

改正後 運用上、「困難な事情」については記載不要となります。

(2) 免税事業者の登録申請

免税事業者が課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、下記の期限までに登録申請書を提出する必要があります。

改正前	課税期間の初日の前日から1月前の日まで
改正後	課税期間の初日から15日前の日まで